

## 第29回小山市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 山中 哲 (議長)

1番 舘野 強 志

2番 須藤 正 達

3番 篠崎 巖

4番 片柳 伸 三

5番 板子 博 昭

6番 山野井 登喜江

7番 石川 敦 子

9番 知久 六 丸

10番 町田 利 郎

11番 永嶋 朋 子

12番 小久保 吉 雄

13番 佐山 光 以

14番 大塚 稔

15番 山本 光 康

17番 本橋 信 男

18番 上野 明 宏

遅刻委員 2人

8番 町田 守 夫 (議案第1号より出席)

16番 橋本 政 昭 (議案第3号より出席)

#### 4. 議事日程

##### 議事録署名人の指名

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

報告第4号 競売公売農地の転用届出による権利の取得者としての適格証明願について

#### 5. 農業委員会事務局職員

	事務局長	高橋信雄
農地調整係	係長	高山芳雄
	主査	金澤卓哉
	主事	湯澤正人
	主事	山中啓
農地利用最適化推進係	係長	篠崎吉勝
	主査	田熊友裕

事務局 ただいまより、第29回小山市農業委員会総会を開会いたします。総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は17名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、山中会長にご挨拶をお願いいたします。

議長 (あいさつ)

議長 それでは、お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思えます。始めに、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。いかように選出したらよろしいか諮ります。

(議長一任との声あり)

議長 それでは、議席番号2番須藤正達委員、17番本橋信男委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の湯澤主事を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法 第3条 農地等の権利移動に関する 許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページ、別紙位置図1、2ページをご覧ください。

今回は3件の申請がございました。

まず、番号1番 につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 350㎡

権利取得後の経営面積は : 124a

農機具等の保有状況は : トラクター、田植機、コンバイン等を所有しており

労働力は : 1人

申請地は、自宅から0.1kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの対価は : 98万円です。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番 につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。  
対象農地は：畑2筆田2筆 面積 5,438㎡  
権利取得後の経営面積は：1,080a  
農機具等の保有状況は：トラクター、田植機、コンバイン等を所有しており  
労働力は：2人  
申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。  
農地10a当たりの対価は：9万円です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。  
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。  
対象農地は：畑2筆 面積 6,620㎡  
権利取得後の経営面積は：113a  
農機具等の保有状況は：トラクター、田植機、コンバイン等を所有しており  
労働力は：2人  
申請地は、自宅から0.1kmのところに位置する農地です。  
農地10a当たりの対価は：60万円です。

以上が3番でございます。

以上、3件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

2番

番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は、農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は20年ほど前に相続した農地の管理に苦慮しておりました。どなたかに譲渡したいと考え、申請地の隣に住む受け人に相談したところ、売買で話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われまます。

従いまして、許可することが相当と思われまますので、ご審議のほど、よろしくお

願います。

2番

番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は、農地法第3条の規定による売買に関する案件です。私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は遠方に住んでおり、相続した農地の管理に苦慮しておりました。どなたかに譲渡したいと考え、以前より申請地を耕作していた受け人に相談したところ、売買で話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われま。

従いまして、許可することが相当と思われまので、ご審議のほど、よろしく願います。

17番

番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は、農地法第3条の規定による売買に関する案件です。私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農業を営んでおりましたが、体調を崩したために農業を続けることが難しくなりました。受け人は渡し人の甥にあたり、農地について相談したところ、受け人が土地を購入して、自身の持つ土地と一緒に耕作することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われま。従いまして、許可することが相当と思われまので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、ただいまの案件について、ご意見、ご異議はございませ。

(質問なし)

議長

それでは、お諮りいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議長

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求め。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を

申し上げます。

議案書3ページ、別紙位置図3～4ページでございます。

今回は6件の申請がございました。10月18日に調査委員会3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積411㎡。

使用貸借権の設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は昨年結婚しましたが、自己用住宅を所有しておらず、妻と同居できておりません。まもなく子どもが生まれる予定であることから自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近いため、親から子育ての協力を得やすいため、自己用住宅に適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は小山市役所寒川出張所から300メートル以内にある農地で、農地区分は第3種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は井戸、排水は合併浄化槽処理後、側溝放流とのことで思川西部土地改良区からの同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は宅地、西側は道路、東側・南側は譲渡人所有の畑。

資金計画につきましては、全体事業費3,500万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番～6番をご覧ください。

番号2番～6番は東電用地株式会社による同一目的の申請であるため、あわせて説明させていただきます。

転用の目的は、JR東日本の送電線撤去及び鉄塔除却のための工事用地および搬入路でございます。

転用しようとする土地は、田7筆畑3筆。

賃借権の設定を伴う一時転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は東京電力のグループ会社でJR東日本から工事用地取得業務を委託されている法人です。JR東日本では東北本線の鉄道運行のため発電所から変電所へJR東日本の送電線を使用して運転用電力を送電しておりましたが、安全輸送の向上のため、JR東日本の送電線ではなく、東京電力の送電線を利用し変電所へ送電する方法に変更することになりました。それに伴い、不要になる

J R東日本の送電線及び鉄塔を撤去する工事を行うことに伴い、鉄塔周辺の農地を工事用地として一時的に使用するために今回の申請に至ったとのことです。

申請地は農業振興地域内の農用区域内にある農地ですが、送電鉄塔除却のための工事用地及び搬入路として利用するための一時転用であり、農用区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

資金計画につきましては、全体事業費862万円で、自己資金で賄うとのこと  
で、残高証明書が添付されております。

以上が番号2番～番号6番でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

19番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、昨年結婚しましたが、自己用住宅を所有しておりません。申請者は実家に居住し、申請者の妻は借家に居住しております。

もうすぐ、子どもが生まれる予定があるため、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は申請者の実家から近く、子育ての協力を得やすいことから、申請地での建築を希望し、申請に至ったとのことです。

只今の事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われれます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

15番

番号2番から番号6番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

J R東日本では東北本線の運行のために、運転用の電力をJ R東日本の送電線を介して変電所へ送電しておりましたが、東京電力の送電線を使用して送電する方法に変更になるため、J R東日本の送電線及び鉄塔が不要になるとのこと。申請地は鉄塔の隣接に位置しており、鉄塔の除却工事に必要になるため、今回の申請に至ったとのことです。

只今の事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われれます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。



(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。  
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議 長

議案第3号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。

(農政課職員入室)

議 長

それでは、議案第3号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、番号1番をご覧ください。

変更する用途は、畜舎・堆肥舎でございます。

変更する農地は、田1筆、合計面積2,960㎡。

申出の理由ですが、申出者は米の生産や畜産を行う法人です。地盤の低いところに2棟の牛舎を所有しておりますが、3年前と7年前の大雨で水没の被害にあいました。近年の異常気象に備え早急に2棟の牛舎を移転することを必要とされております。

申出地は所有する畜舎に隣接しており、移転することにより牛舎を集約することができ、業務の効率化を図れるため、移転先として適地であることから申出に至ったとのことです。

申出地は、農用地区域内農地に区分されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への

営農条件に支障を生ずるおそれは認められません。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

変更する用途は、農機具倉庫でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積770㎡。

申出の理由ですが、申出者は水稻の耕作を行う農家です。自宅敷地内の倉庫に農機具を保管しておりますが、手狭になっていることから新しく農機具倉庫を建てることを計画しました。申出地は自宅と経営する農地から近く、農機具倉庫として適地であることから申出に至ったとのことです。

申出地は、農用地区域内農地に区分されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれは認められません。

以上が2番でございます。

以上、2件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局の説明が終わりました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

13番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、畜産業を営む農業法人でございます。現在の畜舎が地盤の低いところにあり、過去に水没の被害にあったことから、移転することを計画しております。

申出地は、所有する畜舎に隣接しており、集約的に経営できることから移転先として適地であると判断し、今回の申出に至ったとのことです。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周囲の営農条件に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

只今の事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

7番

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、水稻を耕作する農家でございます。現在の農業用倉庫が自宅敷地内にあり手狭になっていることやハザードマップの浸水警戒地域にあり水没の恐れがあることから、新しく倉庫を建てることを計画しております。

申出地は、所有する農地に近く、建築地として適地であると判断し、今回の申出に至ったとのこと。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周囲の営農条件に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

只今の事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

18番 番号1番について質問します。変更後の用途が畜舎、堆肥舎となっていますが、こういった施設の場合、周辺の方の同意は必要ですか？

事務局 農地法に定められている書類としては隣接者の同意というものは無いので強制的に求めることはできません。ただし、口頭確認で隣接者の同意があるかを確認することはあります。

議長 その他、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議がないようですので、お諮りいたします。  
議案第3号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(軽微変更)」に係る、意見聴取を行った結果、農業委員会として議案のとおり変更を承認する旨、答申してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第3号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(軽微変更)」について、農業委員会として議案どおり変更することを承認する旨、小山市長に意見を提出いたします。

議長 農政課職員は退席してください。

(農政課職員退室)

議長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。  
議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、可決いたします。

議長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。これは農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、先に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第5号の番号2番は、山本光康委員に関する案件ですので、山本委員は、一旦退出願います。

(山本委員退室)

議長 番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありました。只今の議案について、ご意見、ご異議等ございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。  
議案第5号のうち番号2番について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち番号2番について、可決いたします。

山本委員は入場してください。

(山本委員入場)

議 長

続きまして、議案第5号のうち番号1番及び3番から9番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。只今の議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち、番号1番及び3番から9番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち、番号1番及び3番から9番について、可決いたします。

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、事務局の説明を求めます。

事務局

(報告書の内容を読み上げる)

議 長 報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出の事務局長専決処理件について」及び、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 報告第4号「競売公売農地の転用届出による権利の取得者としての適格証明願について」、事務局の説明を求めます。

(報告書の内容を読み上げる)

議 長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了となりますが、他に何かございますか。

(特になし)

議 長 以上をもちまして、第29回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時10分)